

勝山南部中学校いじめ防止基本方針

令和5年度

勝山市立勝山南部中学校

令和5年4月1日改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、認知・防止・対策にあたってきました。

しかしながら、ネット社会の急速な伸展を始め、子どもを取り巻く環境が変化する中で、全国各地でいじめによる痛ましい事件が相次ぎ、その対策としていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が制定・施行されました。

そこで、本校では、国、福井県、および勝山市のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの認知・防止・対策のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「勝山南部中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、関係機関との緊密な連携の下、これまで以上にいじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、重大事態への的確な対処を万全にしながら、本校のすべての生徒が、生き生き伸び伸びと輝きながら、いじめのない学校生活を送ることができるよう、取り組んでいきます。

策定 平成 26 年 4 月 1 日
改訂 平成 27 年 4 月 1 日
改訂 平成 29 年 4 月 1 日
改訂 平成 30 年 4 月 1 日
改訂 令和 5 年 4 月 1 日

改訂 平成 31 年 4 月 1 日
改訂 令和 2 年 4 月 1 日
改訂 令和 3 年 4 月 1 日
改訂 令和 4 年 4 月 1 日

目次

第1章 基本の方針

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義と判断
- (3) 勝山南部中学校いじめ防止基本方針の目的
- (4) いじめ問題に対応する校内組織
- (5) いじめの未然防止に向けた取組
- (6) いじめの早期発見に向けた取組
- (7) いじめの事案対処に関する取組
- (8) いじめの解消に関する取組
- (9) 重大事態への対応
- (10) 留意事項

第2章 年間計画の策定

第3章 組織図

- 資料編
- ・教育アンケート事前調査
 - ・生活ノートを活用
 - ・教員によるいじめ発見チェックリスト
 - ・保護者向け「いじめアンケート調査」
 - ・生徒向け「いじめアンケート調査」

第1章 基本の方針について

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こる可能性のある人権侵害問題であることを理解し、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないことを目指す。
- ② 生徒が、自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」を浸透する。
- ③ 全ての生徒がいじめを行わないよう、またいじめを認識しながらこれを放置しないよう、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分理解するよう努める。
- ④ 学校、教育委員会をはじめとする関係機関および家庭、地域の緊密な連携・協力の下でいじめの防止等の対策に取り組む。

(2) いじめの定義と判断

- ① 「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) 勝山南部中学校いじめ防止基本方針の目的

勝山南部中学校いじめ防止基本方針（以下「本校基本方針」という。）は、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、いじめの問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を明確に自覚し、主体的かつ相互に連携しながら広く学校全体で進め、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

(4) いじめ問題に対応する校内組織

校長は、その強いリーダーシップの下、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当等による「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催していじめの未然防止にあたる。いじめの認知についてはこの委員会が中心となっていく。

いじめを認知した後は、生徒指導主事、関係学年主任・担任、教育相談担当、養護教諭等による「いじめ対応サポート班」を設置し、組織として具体的な指導、支援に当たる。さらに、職員会等で、全職員の共通理解を図り、全校体制で指導・支援に当たり、再発防止を目指す。

※これらの組織には、必要に応じてスクールカウンセラーや外部の専門家を加えることもある。

(5) いじめの未然防止に向けた取組

本校の全ての教育活動の場面において、いじめを未然に防止するために以下の事を実践する。

- ① 生徒一人一人に対して
 - (ア) 何事にも意欲的・積極的に活動に取り組めるような活力あふれる生徒を育成する。

- ・生徒に、響く声でのあいさつ・返事、校歌が歌えるような心を育てる。
- (イ) 授業や行事などに主体的に取り組み、成就感を得たり、他人から褒められたり認められたりすることで、自己肯定感を高めたりする。
- ・生徒が参画する授業の展開により、わかること、できることの楽しさを味わわせる。
- (ウ) 正しい判断力や思いやり、助け合いの心をもって行動できる生徒を育成する。
- ・年数回、正しい判断力や思いやりの徳目で全校が一斉に道徳の授業を行う。
- (エ) 生徒の人権感覚を磨き、“いじめ”はいかなる理由があろうと絶対に許されない行為であり、認知された場合には全校体制で徹底的に撲滅するということを周知徹底する。
- ・新学期初めの生活オリエンテーション等で生徒指導主事が周知徹底する。保護者等へは、おたよりやPTA総会の場で周知する。

② 生徒集団に対して

- (ア) 生徒会活動、学級会活動、部活動、道徳の授業等において生徒の自治意識を高め、正しい判断力をもった生徒集団をつくる。
- ・生徒の自治意識を高め、“いじめ”を放置しない、許さない集団作りを行う。
- (イ) 日々の学校生活、学校行事等の中で、お互いを認め合い、尊重し合える集団をつくる。
- ・授業や生徒会行事、学校行事、部活動等を通じた「思いやり・助け合いの心」の育成に向けて、計画的に配置された活動を通して生徒に学ぶ機会を与えられるようにする。

③ 教職員に対して

- (ア) 教職員間で“いじめ”に対する取り組みへの共通理解をもつ。
- ・本校のいじめに対する方策を共通理解し足並みをそろえて指導にあたる。また、ダメなものダメという毅然とした態度で指導に当たる。
- (イ) 教職員間において、生徒の情報交換の機会を増やし、生徒理解に努める。
- ・職員会、職員朝礼、学年会、運営連絡会などで生徒の情報交換を行い、共通理解を図る。また、気軽に何事でも相談ができる雰囲気を作る。
- (ウ) 道徳授業に計画的に思いやりや正義感、情報モラルなどに関する教材を取り入れ実施する。
- ・教職員が情報モラルに関する研修を行い、道徳、総合的な学習の時間、教科等を通して生徒への指導を行う。

(6) いじめの早期発見に向けた取組

- ① 生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・毎日の生活ノート等で、自分の思いや悩みを自由に書くことができるように配慮する。
- ・学期に一度、教育相談を実施する。その際、事前にアンケートを行い、生徒の悩みや思いを把握しておく。さらに、「いじめを受けていないか」や「いじめを見ていないか」などの項目も加えて情報収集を図る。
- ・保護者には、「保護者向けいじめアンケート調査」を実施して情報収集を図る。

- ・生徒には、「生徒向けいじめアンケート調査」を実施して情報収集を図ると共に、教育相談を行い、訴えやすい環境を整える。
- ② 教職員と生徒が信頼関係を構築する。
- ・年間を通して、部活動ごとに生徒玄関で「あいさつ運動」を行う。また、教職員も生徒玄関前であいさつ運動を行いながら登校支援を行う。
 - ・日々の部活動、生徒会活動、学校行事などで、生徒とともに汗を流すような協働作業を行う、生徒とのコミュニケーションを図る。
- ③ 教師が、いじめなどの事態に気づくことができるような能力を高める。
- ・研修等で“いじめ”について理解を深め、いじめの兆候を見逃さないような能力を高める。
- ④ 家庭や関係機関との連携を重視し、共に生徒を見守る体制を作る。
- ・特に気がかりな生徒に対しては、家庭との連絡や家庭訪問等を行い、情報交換をする。また、家庭からの要望に対して、時間をおかず迅速に対応する。
 - ・PTA役員会・実行委員会・学年委員会、家庭・地域・学校協議会、場合によっては、学校外部の相談機関との連絡・相談を行う。

(7) いじめの事案対処に関する取組

【いじめを発見した場合】

- ① 発見者、またはその情報を得た教職員は、基本的に1時間以内に担任、生徒指導主事、教頭に報告する。
- (ア) からかいや悪ふざけ等が教職員により把握できた場合はその場で即時に「誰が」「誰に」「何をした」結果「どうなった」のか確認し、からかいや悪ふざけを受けた生徒を守るための指導を行う。
- (イ) 教職員は、発見または確認により得た情報を必ず記録して自分の記憶を固定することに留意する。※関与した教職員が複数いる場合は、各々が個別に記憶を固定する記録を残す。
- ② 教頭は即日のうちに「いじめ防止対策委員会」を招集し、関係生徒からの聴き取りや保護者への連絡等について委員会としての方向を決める。

【いじめ防止対策委員会の具体的な動き】

- (ア) 発見者、またはその情報を得た教職員の記録をもとに事実確認を始める。
 ※関係生徒への聴き取りは必ず複数の教職員で当たり、漏らさず記録を取る。
 ※ネットいじめの場合は、聴き取りを行う際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控える、書き込みをプリントアウトするなど内容を保存する。
- (イ) 性急に事実を確定せず、多角的に聴き取りを行い、いじめとして認知すべきかを委員会として判断する。
- (ウ) 今後の指導の方針を確定し、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ役割分担を行う。

③ 事実が確認できればその事実を、必ず即日のうちに保護者へ連絡し、今後の指導への協力を依頼する。

(ア) 推測を加えず、事実のみで語ることが原則である。

(イ) 電話等で済ませず家庭訪問を行うことが望ましい。

(ウ) 当日の記録を教頭に通して、市教育委員会へ報告する。

④ 委員会で決定した指導方針に従って全教職員の共通理解のもと指導を開始する。

(ア) 指導の様子（例えば加害生徒との面談や、被害生徒の様子など）や経過を関係教職員は生徒指導主事に伝える。

(イ) 生徒指導主事はそれらの事実を必ず記録に残し、日ごとに教頭に報告する。

(8) いじめの解消に関する取組

① 5日たっても改善が見られない場合は、新たな方針策定のため教頭は再度委員会を開催する。

② いじめの再発を防ぐため、いじめが解消したとの判断基準は、本人・保護者・教師が一定期（3ヶ月程度）の後「いじめがなくなった」と判断した時点とする。

(9) 重大事態への対応

【重大事態にあたるケースについて】

① 児童生徒が自殺を凶った場合

② 身体に重大な損傷を負った場合

③ 金品等に重大な被害を被った場合

④ 精神性の疾患を発症した場合

⑤ 年間30日程度以上の欠席が余儀なくされている疑いがある場合

【重大事態を認知したら】

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

【具体的対応について】

教育委員会の助言、指導のもと、以下の手順で対応に当たる。

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。この調査組織は、「いじめ防止対策委員会」を母体として当該重大事態の性質に応じて、専門的知識および経験を有する適切な専門家を加えて設置する。ただし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者であることに留意する。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係のみを速やかに調査する。

③ いじめを受けた生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾にとって説明を怠るようなことはしない。また、得られたアンケート等は、いじめを受けた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

- ④ 調査結果は、教育委員会を通じて市長へ速やかに報告する。いじめを受けた生徒や保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(10) 留意事項

学校は、本基本方針が実情に即してきちんと機能しているかを検証しながら、1年を目途に基本方針の見直しを検討する。必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

第2章 年間計画の策定

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

勝山南部中学校 【様式3】

	教員の動き等	生徒の活動等		
		学級活動	生徒会・行事活動	部活・課外活動
通年を通して	<ul style="list-style-type: none"> 生徒玄関先でのあいさつ運動（教員・生徒会・部活動ごと）・・・(6)② 毎日の学校生活の中での生徒と教職員の協働作業（清掃、行事等）・・・(6)② 生活委員会による月2回の生徒朝礼の企画・運営・・・(5)①(7)(1)②(1) 毎日の生活ノート等を利用しての生徒理解・情報交換・・・(6)①(7) 運営連絡会議や学年会での気がかりな生徒状況報告・・・(5)③(1) わかる授業づくり・・・(5)①(7)(1) 生徒が主体的に活動する生徒会活動や部活動の活性化・・・(5)①(7)(1)(1)②(1) 			
4月	いじめ対策委員会① ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ↓ PTA総会 (5)(6)全部	学級づくり（黄金の3日間）・・・ルールの徹底，人間関係作り(5)①②	新入生オリエンテーションでの，いじめ防止，情報モラル等への共通理解 (5)①(1)(1)②(7)(1)	部活動紹介 体験入部 (5)②(1)
	いじめ対策委員会② 職員会議での気がかりな生徒の報告(5)③			部活動ミーティング（1年生本入部） (5)①(7)(1)②(1)
5月	いじめ対策委員会③ ・気がかりな生徒報告での共通理解(5)③	教育相談悩みアンケート実施 教育相談週間 (6)①③	生徒総会(5)②(1)	
	いじめ対策委員会④ 職員会議での気がかりな生徒の報告(5)③	遠足・修学旅行 (5)①(7)(1)②(1)		学校運営協議会 (6)③
	保護者向け いじめのアンケート(6)①			
6月	いじめ対策委員会⑤ ・気がかりな生徒報告での共通理解(5)③	生徒向けいじめアンケート(5)①(1)(1)(1)②(1)③(1)	壮行会 (5)①(7)(1)(1)	夏季大会 (5)①(7)(1)(1)
	いじめ対策委員会⑥ 職員会議での気がかりな生徒の報告(5)③		生徒集会（体育大会色決めの集会） (5)①(7)(1)②(1)	
	PTA，教職員，生徒会で行う全校あいさつ運動期間(5)①(7)③(6)②(7)			

[7~9月]

勝山南部中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		学級活動	生徒会・行事活動	部活・課外活動
7 月	いじめ対策委員会⑦ ・気がかりな生徒報告 での共通理解 (5)③	保護者会 学年・学級懇談会 学校評価いじめに 関する項目による 実態把握(6)③		
	いじめ対策委員会⑧ 職員会議での気がかり な生徒の報告(5)③	終業式・CT 夏季休業中の生活について(5)①(わ)		
8 月	いじめ対策委員会⑨ ・気がかりな生徒報告 での共通理解(5)③	家庭訪問 (6)③		
	いじめ対策委員会⑩ 生徒理解研修 ・1学期の反省と2学 期へ向けて ・気がかりな生徒への 対応(5)③	生徒向けいじめア ンケート(5)①(ウ)(エ) ②(イ)③(ウ)	校内体育大会準備 (5)①(ア)(イ)(ウ)	
	祭礼巡視(5)③			
9 月	いじめ対策委員会⑪ ・気がかりな生徒報告 での共通理解(5)③	校内体育大会(5)①(ア)(イ)(ウ)(エ)		
		学校祭(5)①(ア)(イ)(ウ)(エ)		
		合唱コンクール(5)①(ア)(ウ)②(イ)		
	祭礼巡視(5)③			
	いじめ対策委員会⑫ 職員会議での 気がかりな生徒の報告 (5)③	教育相談悩みアン ケート実施(6)①③		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		学級活動	生徒会・行事活動	部活・課外活動
10 月	いじめ対策委員会⑬ ・気がかりな生徒報告 での共通理解 (5)③	教育相談週間 (6)①③	壮行会(5)①(7)(1)(ウ)	秋季新人戦 (6)①(7)(1)(ウ)
	いじめ対策委員会⑭職 員会議での気がかりな 生徒の報告(5)③	前期終りの集会・後期はじめの集会 (5)①(7)(1)(ウ)② (1)		学校運営協議会 (6)③
		全校ボランティア (5)①(7)(ウ)		
		宿泊体験学習(5)①(7)(1)(ウ)(エ)②(1)		
14歳の挑戦(5)①(7)(1)(ウ)(エ)				
PTA, 教職員, 生徒会で行う全校あいさつ運動期間 (5)①(7)③(6)②(7)				
11 月	いじめ対策委員会⑮ ・気がかりな生徒報告 での共通理解 (5)③		資源再利用活動 (5)①(7)(1)(ウ)	
	いじめ対策委員会⑯ 職員会議での気がかり な生徒の報告(5)①(7) ③(6)②(7)			
	保護者向け いじめのアンケート(6)①	生徒向けいじめア ンケート(5)①(ウ)(エ) ②(1)③(ウ)		
12 月	いじめ対策委員会⑰ ・気がかりな生徒報告 での共通理解 (5)③	人権週間 (5)①(7)(1)(ウ)(エ)		
	いじめ対策委員会⑱ 生徒理解研修 ・気がかりな生徒への 対応(5)③	保護者会 学年・学級懇談会 学校評価いじめに 関する項目による 実態把握(6)③		
	いじめ対策委員会⑲ 職員会議での気がかり な生徒の報告(5)③	終業式・CT 冬季休業中の生活について(5)①(ウ)		

[1~3月]

勝山南部中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		学級活動	生徒会・行事活動	部活・課外活動
1 月	いじめ対策委員会⑳ ・気がかりな生徒報告 での共通理解 (5)③		生徒集会 生徒会キャンペーン (5)②(イ)	
	いじめ対策委員会㉑ 職員会議での気がかり な生徒の報告(5)③			
	保護者向け いじめのアンケート(6)①	生徒向けいじめア ンケート(5)①(ウ)(エ) ②(イ)③(ウ)	1, 2年スキー遠足 (5)②(イ)	
2 月	いじめ対策委員会㉒ ・気がかりな生徒報告 での共通理解(5)③		生徒集会 生徒会キャンペーン (5)②(イ)	学校運営協議会 (6)③(イ)
	いじめ対策委員会㉓ 生徒理解研修 ・気がかりな生徒への 対応(5)③	教育相談悩みアン ケート実施 教育相談週間 (6)①③	入学説明会 (5)②(イ)	
	いじめ対策委員会㉔ 職員会議での気がかり な生徒の報告			
	祭礼巡視(5)③			
3 月	いじめ対策委員会㉕ ・気がかりな生徒報告 での共通理解(5)③		卒業を祝う集会 (5)①(ア)(イ)(ウ)②(イ)	
	いじめ対策委員会㉖ 職員会議での気がかり な生徒の報告(5)③	資源再利用活動 (5)①(ア)(イ)(ウ)		
		終了式・学年締めくくり会 学年終わり・はじめ休業中の生活について(5)①		

いじめ対策委員会

校長

教頭

連絡：いじめ発見者

いじめの情報

教務主任・学年主任・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭
スクールカウンセラー等

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共通理解
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・ いじめの情報の迅速な共有
 - ・ 関係のある生徒への事実関係の聴取
 - ・ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめ対応サポート班の立ち上げ

職員会

報告
連絡
相談

窓口：教頭

認知

【外部人材】

スクールソーシャルワーカー
スクールサポーター

【関係機関】

教育委員会
PTA
警察
家庭裁判所
地方法務局
医療機関
民生児童委員
児童相談所

いじめ対応サポート班

生徒指導主事

学年主任・担任・教育相談担当・養護教諭
スクールカウンセラー

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共通理解
- 事実確認作業
- 関係生徒への対応
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

【資料1】教育相談の事前アンケート（chromebook を活用する。）

悩みの調査

(

期)

1年

組

氏名

◎ あなたは日頃困っていることや、悩んでいることがありますか。次の各項目の〔 〕の中に○をつけてみよう。また、各項目に該当しないときには、その他の（ ）の中に簡単に書いてみよう。

◆勉強について

1. 人前で話をするのが苦手だ []
2. 文を書くのが苦手だ []
3. できない教科がある []
4. 努力しているが成績が下がっていく []
5. 成績が悪い []
6. 落ち着いて勉強に打ち込めない []
7. 進んで勉強ができない []
8. 勉強のしかたがわからない []
9. 勉強が嫌でしかたがない []
10. テストの成績が気になる []
11. 宿題が多すぎる []
12. テストが多すぎる []
13. その他 ()

◆生活態度について

14. つい遊びすぎて困る []
15. 自分の好きなことをする時間がない []
16. 良い悪いの区別がつかない []
17. 人の持っているものが気になる []
18. 部活動に集中できない []
19. 自分ははじめがないと思う []
20. 学校にいくのがいやだと思
う時がある []
21. その他 ()

◆健康について

22. よく眠れない []
23. よく頭痛・腹痛がする []
24. 体力がなく運動が下手だ []
25. 体が弱い []
26. 体に悪いところ、気になるところがある []
27. 保健室に行くことが多い []
28. その他 ()

◆性格について

29. よく忘れ物をする []
30. 強情である []
31. いつも失敗しないかと恐れている []
32. 気が小さい []
33. 人の言うことが気になる []
34. 神経質である []
35. すぐ反抗したくなる []
36. 何でも他人にたよりたがる []
37. いつも自分は不幸だと思っている []
38. その他 ()

◆友人関係について

39. 何でも相談できる友達がいる []
40. 自分は差別されていると思う []

その他（これ以外に悩みがあれば、自由に書こう。）

※この部分に

(1) “いじめ”を受けているか？

(2) “いじめ”を見たことがあるか？

について記述させる。

【資料2】 毎日の生活ノートでの記述

(月)													
学習時間													
()													
メディア													
使用時間													
()													
いじめを			暴力を			学校は楽しい				よく眠れる			
した	された	見た聞いた	した	された	見た聞いた	毎日	ほぼ	たまに	ない	毎日	ほぼ	たまに	ない

※毎日の振り返りを書く欄に、“悩み”や“いじめ”などに関することがあれば、自由に書くように指導する。

※勝手に他人の生活ノートを見ないなどの約束事を徹底させ、安心して記述できるようにする。

【資料3】 生徒向け「いじめアンケート調査」・・・chromebookにて実施

()年()組()番 氏名()

現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。「ある」または「ない」、「はい」または「いいえ」に○を付けてください。具体的に□の中に入れてください。担任の先生に提出してください。

ア つらいことはありませんか …… ある ない

イ 困っていることはありませんか …… ある ない

ウ いじめを受けている …… はい いいえ

具体的に四角の中に入れてください。

「いじめアンケート調査」の実施について
～保護者の皆様へ～

勝山南部中学校
校長 ○○ ○○

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（文部科学省より）

いじめは、「どの子にも、どの学校においても起こり得るものである」との認識に立ち、いじめを許さない学校づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめの小さなサインを早期に発見し、早期に対応することが大切です。そのためには、学校・家庭が連携して、いじめの問題に取り組む必要があります。

つきましては、この度「いじめアンケート調査」を実施しますので、調査の趣旨を御理解の上、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

—調査についてのお願い—

- 1 この調査は、本校の全ての保護者を対象に実施します。
- 2 保護者の皆様に、家庭でのお子様の様子についてお尋ねし、学校と家庭が協力して、いじめの問題に取り組んでいくことを目的としています。
- 3 アンケート用紙に御記入の上、指定の封筒に入れ、封をしてお子様を通じて学校に提出してください。
- 4 本調査の集計結果については、後日、連絡させていただきます。
- 5 アンケート内容について、連絡・相談・対応が必要な場合が考えられます。記名での回答に御協力ください。

いじめアンケート調査（保護者用）

この**1～2ヶ月**のお子様のことについて伺います。次の質問に該当する1 ①～③の番号を選んで、あてはまるものに○をつけてください。

なお、**すぐに対応を要する**と思われるものには、◎をつけてください。

〈いじめの例〉

- ①冷やかされる・からかわれる ②仲間はずれにされる・無視される ③叩かれる・蹴られる
④金品をたかられる ⑤持ち物を隠される・壊される ⑥嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる ⑦パソコンやスマホを使って、悪口や嫌なことをされる

生徒 年 組 (男・女)

保護者氏名 _____

問1 わたしの子供は、いじめを受けている（受けていた）。（具体が分かれば記入してください。）

- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

問2 わたしの子供は、いじめをしている（していた）。（具体が分かれば記入してください）

- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

問3 学校でいじめがあると聞いたことがある。（具体が分かれば記入してください）

- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

問4 いじめ等の子供についての悩みや学校に対しての要望等があればお書きください。